

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント関

目次	ページ
条 例	
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	1
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………（経済部総務課）	2
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	2
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（道路課）	2
○都市計画法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 ……………（都市計画課）	3
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………（教育庁高校教育課）	3
○学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 ……………（教育庁特別支援教育課）	3

条		例	
北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。			
平成19年10月19日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
北海道条例第61号			
北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例			
北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。			
別表42の項の次に次のように加える。			
42の2 温泉法第6条第1項の規定に基づく法人の合併又は分割による土地の掘削の許可を受けた者	法人合併等による土地掘削許可承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき

の地位の承継の承認の申請に対する審査			
42の3 温泉法第7条第1項の規定に基づく相続による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	相続による土地掘削許可承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき

別表43の項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

43の2 温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく法人の合併又は分割による増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	法人合併等による増掘等許可承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき
43の3 温泉法第11条第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく相続による増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	相続による増掘等許可承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき

別表44の項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同表44の2の項中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項を同表44の4の項とし、同表44の項の次に次のように加える。

44の2 温泉法第16条第1項	法人合併等による土地掘削許可承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき
-----------------	-----------------------	--------	---------

項の規定に基づく法人の合併又は分割による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	よる温泉利用許可承継承認申請手数料		のとき
44の3 温泉法第17条第1項の規定に基づく相続による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	相続による温泉利用許可承継承認申請手数料	8,700円	承認申請のとき

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表95の項及び96の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表20の項中「又は第12項ただし書（」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書（これらの規定を）」に改め、同表35の項の次に次のように加える。

35の2 建築基準法第68条の3第7項（同法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進 区内の建築物 の用途の制限 適用除外認定 申請手数料	70,000円	認定申請のとき
---	---	---------	---------

別表36の項の次に次のように加える。

36の2 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率の特例に係る認定の申請に対する審査	防災街区整備 地区計画区域 内の建築物の 容積率の特例 認定申請手数料	70,000円	認定申請のとき
---	---	---------	---------

別表37の項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同表37の2の項中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同表37の3の項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。ただし、別表に36の2の項を加える改正規定及び同表37の項から37の3の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

都市計画法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項(2)中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

（都市計画法施行条例の一部改正）

第2条 都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第8号の3及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第31条ただし書」を「第34条第11号」に改める。

第2条第1項中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改め、同項第1号中「政令」を「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）」に改める。

第3条第1項中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第4条を削る。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1北海道士別高等学校の項及び北海道中頓別農業高等学校の項を削り、同表中「北海道網走向陽高等学校」を「北海道網走桂陽高等学校」に改め、同表北海道室蘭商業高等学校の項及び北海道中札内高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第67号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

（北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成18年北海道条例第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第68条の2第4項第2号」を「第104条第4項第2号」に改める。

（北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の一部改正）

第3条 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成17年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第

1 項」に改める。

（北海道立衛生学院条例の一部改正）

第4条 北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第82条の2」を「第124条」に改める。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正）

第5条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第62条」を「第97条」に改める。

（北海道認定こども園の認定の基準に関する条例の一部改正）

第6条 北海道認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

（北海道企業立地促進条例の一部改正）

第7条 北海道企業立地促進条例（平成9年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「第68条の2第1項」を「第104条第1項」に改める。

（北海道立特別支援教育センター条例の一部改正）

第8条 北海道立特別支援教育センター条例（昭和62年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6章」を「第8章」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。